

82 中等学校における学籍簿取扱に関する件に付各地方長

官等へ通牒 [昭和十八年七月]

発国三八〇号
 定決裁 7月12日 文書課長
 送 7月12日 起案者
 (注記1) 翁木

(注記2) 昭和十八年六月三十日起案
 事務官 (岡田)

中等教育課長 了

国民教育局長 (藤野)

次官 (菊池)

体育局長 (小笠原)

師範教育課長 (船田)

大学課長 (西崎)

専門教育局長 (永井)

監理課長 (堀木)

教学官 (川)

文書課長 (伊藤)

伺案

(注記4) 改正中等学校制度ニ於ケル学籍簿ノ取扱ニ関シテハ別紙「中等学校ニ於ケル学籍簿取扱ニ関スル要領」ノ「如ク」(通)決定シ上級学校ニ対スル報告書等モ之ニ拠ルコトトシ別案ノ通り施行相成(不)可然哉

(下) (礼)

案ノ一

年月日 (加筆) 各地方長官宛 (国民教育)局長

中等学校ニ於ケル学籍簿取扱ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ今般別紙ノ通決定相成タルニ付テハ貴管下關係

方面ニ対シ周知セシメ実施上遺憾ナキヲ期セラレ度

案ノ二

年月日

国民教育局長

専門教育局長

官公私立大学(予科ヲ有スルモ)官公私立高等専門学校長

高等師範学校長

大学 専門学校 宛ノ分ノミ

案ノ二

年月日

局長

(加筆) 各 高等師範学校長

(加筆) 2 各 女子高等師範学校長

(加筆) 16 各 臨時教員養成所

(加筆) 各 実業教育養成所

(加筆) 各 師範学校長

宛

中等学校(ニ於ケル)学籍簿ノ取扱ニ関スル件

今般中等学校制度改正ニ伴ヒ標記ノ件ニ関シ別紙ノ通り決定相成タル処上級学校ニ対スル報告書等モ概ネ之ニ拠ルコト、致度

ニ付御了知相成度

案ノ三

年月日 局長

〔加筆〕〔5部〕内務省管理局長

〔加筆・朱書〕〔△〕〔5〕大東亜省総務局長

〔加筆〕〔5〕通信〔省〕大臣官房秘書課長

〔加筆〕〔5〕教育総監部総務部長

〔加筆〕〔5〕陸軍〔航空〕総監部総務部長

〔加筆〕〔5〕陸軍省人事局長

〔加筆〕〔7〕海軍省教育局長

〔加筆〕〔1〕大蔵省内〔二テ〕税務講習所々々長

〔加筆・朱書〕〔陸軍省兵務局長〕

宛

〔加筆〕中等学校〔二於ケル〕学籍簿ノ取扱ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ今般別紙ノ通り決定シ本省関係ノ上級学校ニ対スル報告書等モ概ネ之ニ拠ルコトト致シタルニ付テハ貴管下関係学校等ニ対〔シ〕スル報告書等ニ付テモ概ネ之ニ拠ル様御配意相煩度此ノ段及依頼

案ノ四

年月日 専門教育局長

〔加筆〕〔▽〕〔300〕各官公〔私〕立大学長〔但シ予科ノアル分ノミ〕

各官公私立高等・専門学校長 宛

中等学校ニ於ケル学籍簿取扱ニ関スル件

今般中等学校制度改正ニ伴ヒ標記ノ件ニ関シ別紙ノ通り決定相成タル処上級学校ニ対スル報告書等モ概ネ之ニ拠ルコトト致度ニ付御了知相成度

〔注記9〕

中等学校ニ於ケル学籍簿取扱ニ関スル〔事〕〔要〕項

一、取扱〔上ノ注意〕〔要綱〕

1、〔視学官・視学等〕学事視察ノ際ハ学籍簿ノ検閲ヲ為スコト

〔抹消〕ト

〔2〕〔1〕中等学校ニ類スル各種学校ニ於テモ中等学校ノ学籍簿ニ準ジタル学籍簿ヲ編〔制・成〕スルコト

〔3〕〔2〕中学校実務科・高等女学校高等科及専攻科、実業学校専攻科及専修科ニ於テモ中等学校ノ学籍簿ニ準ジタル学籍簿ヲ編〔製・成〕スルコト

〔4〕〔3〕学籍簿綴ニハ表紙ヲ附シ初メニ学校長検印並ニ在籍者名記入ノ見出表紙一枚ヲ附スルコト

〔5〕〔4〕実業学校ニ在リテハ学科名ヲ見出表紙又ハ個人別学籍簿用紙ノ右上ニ記入スルコト

〔6〕〔5〕他ノ学校ヨリ転学シタル生徒ノ学籍簿ハ其ノ生徒ノ在学シタル学校ノ学校長ヨリ学籍簿謄本ノ送付ヲ受ケテ之ヲ編〔製・成〕スルコト

〔7〕〔6〕学籍簿ノ用紙ノ大キサハ日本標準規格A列四番型〔横二二〇耗、縦二九七耗〕ヲ標準トシ紙質ハ適宜トスルコト

〔8〕〔7〕各記入欄ノ広サニ付テハ記入〔上ノ注意事項〕〔要綱〕ヲ参照ノ上適切ナラシムルコト 特ニ修練及概評ノ欄ハ可能ナル限り広クシ〔テ〕〔記入ニ便ナラシムルコト

二、記入〔上ノ注意〕〔要綱〕

1、入学後ノ異動及事由ノ欄ニハ大体左ノ各号ニ依ル事項ヲ

記入スルコト

イ、他ノ学校ニ転学シタル場合ハ其ノ年月日、学校名及事由

ロ、死亡ノ場合ハ其ノ年月日及死因

ハ、退学シタル場合ハ其ノ年月日及事由

ニ、再入学シタル場合ハ其ノ年月日

ホ、休学シタル場合ハ其ノ年月日、事由及解除ノ年月日

2、入学前ノ経歴及特質ノ欄ニハ中等学校志願ノ際国民学校長ヨリ提出セル報告書及入学考査ノ際得タル資料ニ基キ左ノ事項ヲ記入スルコト

イ、何々国民学校初等科修了、高等科第一学年修了又ハ高等科修了等入学前ノ略歴

ロ、本人ノ智能・性格・才幹・習癖・趣味嗜好・言語動作
・身体状況等〔^(加筆)二付テ^(印)〕ノ特質

3、保護者及保証人ノ欄中生徒トノ関係ニ付テハ生徒トノ続柄及関係ヲ記入スルコト

保証人及保護者変更ノ場合ハ朱書シテ訂正スルコト

保証人ヲ必要トセザル場合ハ特ニ記入ノ要ナシ〔^(抹消)二^(佐藤)〕
〔^(加筆)〕
〔キコト〕

4、各科目ノ成績ハ平素ノ情况ヲ通ジ各方面ヨリ之ヲ綜合評定シ優良可ノ區別ニ依リテ記入スルコト

イ、教科教授要目ニ示シタル事項ニ関シ当該学年相応ノ程度ニ修メ得タリト認メラレタルモノ 良

ロ、良ノモノニ比シ優レタリト認メラレタルモノ 優

ハ、良ノ域ニ達ヤザルモ当該学年ノ程度ヲ〔^(加筆)二^(佐藤)〕修了

セリト認メラレタルモノ

ニ、優ノモノニ付特ニ秀デタルモノ 秀

ホ、可ノ域ニ達セザルモノ 不可

5、外国語〔^(抹消)二^(佐藤)〕〔^(加筆)〕ニツキテハ評語ノ外〔^(抹消)〕中ニ〔^(加筆)〕履修セル外国語ノ種目ヲ記入スルコト

〔例、英(仏)支等ノ如シ〕

6、高等女学校ニ於テ外国語科トノ選択履修ニ依リ家政科ノ科目ヲ履修セル場合ハ基本数科トシテ履修セル該科目ト併セ考慮シテ成績ヲ評定シ記入スルコト

尚〔^(加筆)二^(抹消)〕記入ニ当リテハ○印ヲ附シ選択履修セルコトヲ示ス
コト

7、実業学校ノ実業科ノ欄中ニハ当該学校ニ於テ履修セシムル科目ヲ記入スルコト

8、中学校及高等女学校ノ実業科並ニ実業学校ノ芸能科ノ欄中ニハ主トシテ履修セル種目ヲ記入スルコト

〔例、農(工)書等ノ如シ〕

9、修練ハ〔^(加筆)〕日常、定時及随時ノ修練ニ於テ為セル〔^(佐藤)〕行事・作業・団体訓練・部別修練等各種ノ修練ニ於テ現ハレタル結果ヲ単ニ技巧ノ巧拙〔^(加筆)〕ニ依ルコトナク態度・熱意等

ヲ綜合評定シ科目ノ成績ト同様ノ評語ヲ上段ニ記入シ特ニ著シキ傾向・特技特能〔^(加筆)〕ヲ成ル可ク具体的ニ下段ニ記入スルコト

10、概評ハ教科及修練ヲ通ジテ学業・人物全体ヲ綜合評定シ

著シキ傾向及事由ヲ成ル可ク具体的ニ記入スルコト

実業学校ニ在リテハ全般ニ亘リ実践的〔修練〕〔ナル〕^(加筆)ヲ

〔要スル〕〔重ンズベキ〕モ特ニ実習ハ之ヲ重視シ概評ノ判定

ニ重要ナル要素トスルコト

必要アル場合ハ学業・人物全体ヨリ同一学年全生徒ヲ上・

中・下・三段階ニ分子在籍者数ト共ニ左記例ニ依リ概評欄

ノ下方ニ記入スルコト 尚〔ホ〕上位ノ群ニ属スル者ノ中特

ニ〔拔群〕〔優秀〕ノ者アル場合ハ〔最優〕〔特〕トスルヲ得

ルコト

例 在籍者〔数〕百人ノ場合

〔抹消〕	〔最優〕	〔抹消〕	〔抹消〕
〔加筆〕	〔特〕	〔抹消〕	〔抹消〕
100	上	100	中
			100
			下
			100

〔抹消〕

〔上級学校等〕^(加筆)外部ニ対シ報告ノ必要アル場合ハ〔最優〕^(抹消)

〔特〕・上・中・下ニ属スル者ノ員数ヲ併セ示スヲ得ルコト

トシ席次ハ之ヲ廃スルコト〔但シ上級学校ノ入学者選抜ニ

関シ必要アル場合ハ「上」ニ属スル者ノ中可能ナル限度ニ

於テ更ニ適當ナル段階ニ分子内申スルヲ得ルコト〕

原級ニ止メタル者ニハ「原」ト朱書スルコト

原級ニ止メタル生徒ニ対シテハ当該学年以後ノ成績等記入

ノ為別ニ新タナル学籍簿用紙ヲ使用スルヲ建前トスルコト

11、卒業後ノ情況ノ欄ニハ上級学校入学、就職等ニ付テ成ル

可ク具体的継続的ニ記入スルコト

12、性行概評ハ主トシテ性格・才幹・習癖・趣味嗜好・言語

・動作等ニ附平素ノ学習態度及行状ヲ綜合評定シテ其ノ特

記スベキモノヲ成ル可ク具体的ニ毎学年ノ終ニ記入スルコ

ト

13、身体ノ情況及其ノ所見ハ教科・修練・出欠席・家庭・環

境及身体検査等ノ觀察ヲ通ジテ身体ノ情況ヲ綜合判断シ生

徒ノ心身發達ノ情況及其ノ原因ニ付特記スベキモノヲ具体

的ニ記入シ且其ノ所見ヲ記入スルコト

尚〔ホ〕体力章檢定ノ結果等ヲモ便宜本欄ニ記入スルコト

14〔加筆〕出席及欠席ニ対スル概評ハ出欠席・遅刻・早退等ニ現ハ

レタル著シキ傾向及其ノ事由ヲ記入スルコト

15〔加筆〕家庭・環境ハ家庭ノ情況及環境一般等ニ付左記事項ヲ調

査シ其ノ特記スベキモノヲ具体的ニ第一学年ノ終ニ記入シ

記入事項ニ変化ヲ生ジタルトキハ其ノ都度之ヲ記入スルコ

ト

イ、家庭ニ於ケル家族ノ性行・職業・教育ニ対スル関心等

生徒ノ教育上必要ト認メラルル事項

ロ、生徒ノ学業・性行及身体ノ發達ニ影響ヲ及ボスト認メ

ラルル〔環〕環境一般

16〔加筆〕志望及其ノ所見ハ概ネ生徒卒業ノ一年前ニ於テ進学及選

職ニ関スル志望等ヲ本人及保護者ヨリ聴取記入シ其ノ所見

ヲモ併セ記入スルコト

17〔加筆〕特ニ必要アル場合ハ裏面ノ末尾ニ簡單ナル備考欄ヲ設ケ

兵役關係等ニ付記入スルヲ得ルコト

三、其ノ他

1、補助簿及家庭トノ連絡ノタメ通信簿ヲ必要トスル場合
ハ新制中等学校ノ教育並ニ学籍簿取扱ノ方針ニ依リ適宜
教育的立場ヨリ之ヲ作製スルコト

2、現ニ在学スル第二学年以上ノ生徒ノ学籍簿ノ取扱ハ従
来ノ様式ノモノヲ使用シ成績ノ〔記入^(抹消)〕〔評語^(加筆)〕、席次
〔決定^(抹消)〕〔段階^(加筆)〕〔表現^(抹消)〕等ニ付テハ新制度ノ学籍簿
記入〔上ノ注意^(抹消)〕〔要綱^(加筆)〕ニ依リテ取扱フコト

〔注記1〕

〔主務発送〕

〔注記2〕

〔急〕

〔注記3〕

〔記録掛 21・7・10 受領〕

〔注記4〕

〔六六〕〔簿冊内件名番号〕

〔下札〕

〔^(加筆)種別〕 リー／聯繫〔^(加筆)自大正十二年至〕〔^(加筆)自大正十三年〕る五ノ
一ノ登録追加／件名 各地方庁等へ通牒 中等学校ニ於ケル学
籍簿取扱ニ関スル件／番号 / 結了年月日 昭一八 七 一二ノ
保存年限／枚数 一

〔自大12年至昭24年 簿冊及文書総規〕
〔文部省^(印) 3A.32-5.2373